

男女共同参画に関する苦情等の申し出とは？

★男女共同参画オンブズパーソンとは？

男女共同参画に関する市の施策に対する苦情や性別に基づく人権侵害などを受けた方からの救済の申し出を、男女共同参画社会と人権の擁護者として、申出について公平かつ適切に処理する専門家による苦情処理機関です。

★どんなことを申し出ることができますか？

☆市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策や、男女共同参画の推進に影響を与えると認められる施策について、苦情の申し出ができます。

☆性別による差別的取扱い、男女共同参画社会の形成を妨げる要因による人権侵害により具体的な被害や不利益を受け、相手方に対し改善等を求めたい場合に、救済の申し出ができます。（市内で発生した事案のみ対象となります）

★すべての申し出が調査されますか？

☆次の場合には調査することができません。その場合は申出人に通知します。

- ・判決、裁決等により確定した事案
- ・裁判所において係争中か、行政庁において不服申し立ての審理中の事案
- ・国会又は地方公共団体の議会へ請願が行われている事案
- ・オンブズパーソンが行った苦情、救済の申し出の処理に関する事案
- ・その他調査することが適当でないとオンブズパーソンが判断した事案

★だれでも申し出ることができますか？

☆苦情は、市内に居住する方のほか、市内に通勤・通学、市内を活動拠点とする方、市内において事業活動を行う法人等が申し出ることができます。

☆救済は、市内において、性別による差別的取扱い、男女共同参画社会の形成を妨げる要因による人権侵害を受けている何人も申し出ることができます。

★申し出の方法は？

申出書に必要事項を記入して、飯塚市役所（本庁）男女共同参画推進課に直接持参するかまたは郵送でご提出ください。

郵送先 〒820-8501 飯塚市新立岩 5 番 5 号

飯塚市役所男女共同参画推進課内

「男女共同参画オンブズパーソン」 あて

電話 0948 - 96 - 8543

★申出書は、どこにおいてありますか？

飯塚市役所男女共同参画推進課（本庁 4 階）、飯塚市男女共同参画推進センターサックス（イイヅカコミュニティセンター内）に用意しています。

★男女共同参画オンブズパーソンをご紹介します。

澤 雅人さん（弁護士）

大塚 奈津子さん（弁護士）

● 苦情や救済の申し出の流れ ●

こんなとき、申し出をすることができます

苦情の申し出（市民及び事業者等）

- ・市の男女共同参画推進施策に対して意見や要望がある。
- ・男女共同参画の推進に影響を及ぼすと思われる施策、措置に対して苦情があるとき

救済の申し出（何人も）

市内において、市・市民・事業者等から以下の人権侵害を受けたとき

- ・性別による差別的な取り扱いによる人権侵害
- ・男女共同参画社会の形成を妨げる要因による人権侵害

男女共同参画オンブズパーソン

（市長が委嘱した弁護士等専門家）

処理の対象か否か検討します

処理の決定

★市はオンブズパーソンの調査に応じなければなりません

★市民、事業者等はオンブズパーソンの調査に協力するように努めなければなりません

施策等の苦情への対応

男女共同参画オンブズパーソンは関係人に対し、事情を聴取・記録の提出・実地調査等必要な調査を行い、改善のための措置を講じます。

是正勧告、公表、意見表明

人権侵害の救済への対応

男女共同参画オンブズパーソンは関係人に対し、事情を聴取・記録の提出・実地調査等必要な調査を行い、救済のための措置を講じます。

◆市による人権侵害の救済の申し出

助言その他の支援、救済勧告、公表

◆市民、事業者等による人権侵害の救済の申し出

助言その他支援、市長に対し改善の要請及び公表の求め

結果を申出人に報告